

最高裁秘書第2050号

令和2年9月1日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

8月3日付け（同月5日受付、第020353号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 4月17日付け司法研修所事務局長事務連絡「分野別実務修習の自宅学修への切替えについて」（片面で2枚）
- (2) 5月8日付け司法研修所事務局長事務連絡「今後の分野別実務修習の取扱いについて」（片面で3枚）
- (3) 5月26日付け司法研修所事務局長事務連絡「分野別実務修習の再開について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和2年4月17日

地方裁判所長 殿
地方検察庁検事正 殿
弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷武宣

分野別実務修習の自宅学修への切替えについて（事務連絡）

新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された状況を踏まえると、これまで分野別実務修習における指導を自宅学修に切り替えていない実務修習会においても、分野別実務修習における指導を中断して自宅学修に切り替えていただくことが相当と考えられます（同法に基づく外出自粛要請が発せられない地域においても、全国的な感染の拡大状況に鑑みると、自宅学修に切り替えていただくことが相当と考えられます。）。

司法修習生に与える課題については、4月3日付け当職事務連絡で提供した課題案を参考に、各府県において定めてください。

自宅学修の期間については、緊急事態宣言の期間は5月6日までとされていますが、同期間の終了後、各府県では司法修習関係以外のものを含め様々な事務を行うものと考えられることから、司法修習生の自宅学修の期間は5月13日頃までとすることが考えられます（この点は、既に自宅学修に切り替えている府県においても検討してください。）。

分野別実務修習の第3クールの冒頭が自宅学修となる場合の取扱いについては、4月10日付け当職事務連絡を参照してください。

なお、自宅学修の日には実務修習会と司法修習生との間で資料等の受渡しをす

ることが想定されることなどから、司法修習生に対し、原則として実務修習地にとどまり、やむを得ない理由により実務修習地を離れる場合は実務修習庁会に連絡するよう指導してください。また、不要不急の帰省や旅行等の自粛が全国的に要請されていることから、司法修習生に対し、休日等においても、このような要請を踏まえた行動をするよう注意喚起してください。

おって、自宅学修が終了して分野別実務修習における指導を再開する場合には、地域における感染状況のほか、各庁会の庁舎や執務室等の実情を踏まえて、司法修習生の間隔を空けて着席させたり、同一方向を向いて着席させたり、指導担当者が司法修習生に説明等を行う際に間隔を空けたり、定期的な換気を行うなど、適切な感染防止策を徹底するようお願いします（第3クールの開始式やガイダンス等の簡素化や実施方法の見直しについても検討してください。）。

上記の内容については、司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。

令和2年5月8日

地方裁判所長 殿
地方検察庁検事正 殿
弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷武宣

今後の分野別実務修習の取扱いについて（事務連絡）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月4日に延長され、政府の基本的対処方針が変更されたことを受けて、今後の分野別実務修習については、下記のとおり取り扱っていただくのが相当と考えられます。各実務修習地の3府県で協議の上、対応を検討してください。

なお、本事務連絡の内容については、各府県の司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。

記

1 特定警戒都道府県とされた地域

特定警戒都道府県とされた地域（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、岐阜県、石川県、福岡県及び北海道の13都道府県）では、引き続き、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指す外出の自粛が要請されることから、これらの地域にある実務修習府県では自宅学修を継続することが相当であると考えられます。また、特定警戒都道府県以外の地域にある実務修習府県においても、特定警戒都道府県に居住している司法修習生がいる場合には、当該司法修習生について自宅学修を継続するのが相当と考えられます。

司法修習生に与える課題については、4月3日付け当職事務連絡で提供した課

題案のほか、各教官室が提供した追加的な課題案も参考に、各庁会において定めてください。

なお、司法修習生に対しては、自宅学修中も実務修習庁会との間で資料等の受渡しが想定されることなどから、自宅学修の日は原則として実務修習地にとどまり、やむを得ない理由により実務修習地を離れる場合は実務修習庁会に連絡するよう改めて周知してください。また、引き続き、不要不急の帰省や旅行などの都道府県をまたいだ人の移動を極力避けることが求められることから、休日等においても、このような要請を踏まえた行動をとるよう注意喚起をしてください。

2 特定警戒都道府県以外の地域

特定警戒都道府県以外の地域では、前記のような外出自粛要請は行われず、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行するとされており、これらの地域にある実務修習庁会では、修習の対象となる裁判事務や検察事務、弁護士業務が一定程度行われ、これに必要な人的態勢がとられるなどを前提として、十分な感染防止策を講じた上で分野別実務修習を部分的に再開することを検討するのが相当と考えられます。

各庁会において、裁判事務等の実施状況や人的態勢の状況、外出自粛に関する促しの有無・内容のほか、自治体・企業・学校等の当該地域における社会・経済活動の状況等を考慮して、分野別実務修習の再開の当否や、具体的な再開内容を検討してください。

再開に当たっては、当初は、司法修習生を登庁等させる日を限定したり、半数ずつ登庁等させるなどの部分的な再開とし、その後の状況を見ながらこれを順次拡大することが相当と考えられます。また、第3クールの開始式の取り止めやガイダンス等の簡素化・実施方法の見直しのほか、講義等は資料配布で代替するなどして必要最小限に絞ることも検討してください。

なお、司法修習生に対しては、引き続き、都道府県をまたぐ移動の自粛が要請されていることを踏まえた行動をとるよう注意喚起をしてください。

3 感染防止策

分野別実務修習を再開するに当たっては、十分な感染防止策を講じることが必要であり、地域における感染状況に加え、各庁会の庁舎や執務室等の実情を踏まえて、例えば、次のような感染防止策をとることが考えられます。

- ・ 司法修習生の間隔を空けて着席させる（間隔の確保が困難な場合は、一部を交替で登庁等させたり、別室で修習させることなどが考えられる。）。
- ・ 司法修習生に同一方向を向いて着席させる。
- ・ 指導担当者が司法修習生に説明等を行う際に間隔を空ける。
- ・ 定期的な換気を励行する。
- ・ 手続等の傍聴時や発話時にはマスクの着用を励行する。

また、司法修習生に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染防止策を引き続き励行させるとともに、日々の健康状態に留意し、発熱等の風邪の症状が見られるなどの場合は登庁等を控えるよう、改めて指導してください。

令和2年5月26日

地方裁判所長 殿
地方検察庁検事正 殿
弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷宣

分野別実務修習の再開について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び北海道を対象として発出されていた緊急事態宣言が解除されました。これらの地域にある実務庁会では、5月8日付け当職事務連絡の記2及び3でお知らせしたとおり、修習の対象となる裁判事務等の実施状況や各庁会の人的態勢の状況、外出自粛に関する促しの有無・内容のほか、当該地域における社会・経済活動の状況等を考慮して、分野別実務修習の再開を検討してください。再開に当たっては、当初は、司法修習生を登庁等させる日を限定したり、半数ずつ登庁等させるなどの部分的な再開とし、その後の状況を見ながらこれを順次拡大することが相当と考えられ、第3クールの開始式の取り止めやガイドンス等の簡素化・実施方法の見直し等も検討してください。また、地域における感染状況のほか、各庁会の庁舎や執務室等の実情を踏まえて、十分な感染防止策を講じてください。

緊急事態宣言が既に解除された地域では、多くの実務庁会で分野別実務修習が再開されているところですが、引き続き十分な感染防止策を講じた上で、裁判事務等の段階的拡大に応じて、修習態勢の段階的拡大を検討してください。

本事務連絡の内容については、各庁会の司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。